

令和5年度 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習【追加開催】

佐賀労働局長登録1-8
有効期間満了日令和6年3月30日

事業者は、労働安全衛生法施行令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習)を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。また、事業者は労働安全衛生法施行令第六条第二十号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者を修了した者のうちから、四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければなりません。

また、金属アーク溶接等作業において発生する溶接ヒュームについて、新たに特定化学物質に追加され、アーク溶接作業については、令和4年4月1日からは、この技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しなければならなくなりました。

1 講習日・場所

- 講習日 令和5年12月13日(水)、14日(木)
- 講習会場 佐賀県教育会館(佐賀市)

2 定員 100名 (定員になり次第締め切ります。)

3 科目・時間(受付開始時間 8:30~)(休憩時間は講習時間の1時間毎に5分、昼休み時間1日目50分 2日目45分)

講習科目	講習時間	日程	時間
作業環境の改善方法に関する知識	4	1 日目	9:00
関係法令	2		16:10
特定化学物質等による健康障害およびその予防措置に関する知識	4	2 日目	9:00
保護具に関する知識	2		17:10
修了試験	1		

(科目の入替により終了時刻が変わる場合があります。開始時刻は、原則として変更しません。)

4 受講料 当協会々員 14,300円(テキスト・資料代金0円、受講代金のみ)

一般 16,280円(テキスト・資料代金1,980円含む)

※金額は税込

5 申込方法

次頁の申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- 申込書兼受講票
- 受講料
- 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し(詳細は申込書兼受講票にありますのでご確認ください)

(1) 持参の場合 当協会窓口に「申込に必要なもの」一式を持参してください。

(2) 郵送の場合 現金書留封筒に「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あて郵送してください。

〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社)佐賀県労働基準協会

(3) 振込の場合 「申込に必要なもの」(②以外)一式をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。

③の本人確認書類は、FAXやメール等で不鮮明な場合、郵送していただく場合があります。

【振込口座】

佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社)佐賀県労働基準協会

シヤ)サガケンロウドウキンギョウカイ

当協会ホームページの **ネットから講習申込** から申込書を送付出来ます。

佐賀県労働基準協会

検索

FAX 0952-37-8278

Email kosyusakiky@lib.bbq.jp



6 注意事項

- 入金確認後の受付となり、先にFAX等で申込書を送付いただいた場合は仮受付となります。
- 受付後に、いただいた申込書に受講番号を付し受講票とし、地図、用意する物等の注意事項とともにお送りします。受講される方に必ず、お渡しください。
- テキストは初日に配布します。 (4) 当日の申し込みは受理いたしません。